

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条の規定により、各務原市における特定計量器（ひょう量５ｔ未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和７年１０月８日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 名	期 日	時 間	場 所	対象地域
各務原市	令和７年 １２月 ３日 (水)	午前１０時から 正午まで	ＪＡぎふ 川島支店 (川島河田町1042-1)	川 島
	１２月 ４日 (木)	午前１０時から 正午まで	ＪＡぎふ 稲羽支店 (上戸町6-50-1)	稲 羽
	１２月 ５日 (金)	午前１０時から 午後２時まで	ＪＡぎふ 鵜沼支店 (鵜沼西町4-120)	鵜沼東部
	１２月 ８日 (月)	午前１０時から 午後２時まで	ＪＡぎふ 鵜沼西支店 (鵜沼朝日町2-371)	各 務 鵜沼西部
	１２月 ９日 (火)	午前１０時から 午後３時まで	ＪＡぎふ 那加支店 (那加前野町4-113)	那 加
	１２月１０日 (水)	午前１０時から 正午まで	ＪＡぎふ 那加支店 (那加前野町4-113)	那 加
	１２月１１日 (木)	午前１０時から 午後３時まで	ＪＡぎふ 蘇原支店 (蘇原野口町1-1)	蘇 原